

## 4 市民活動促進・協働の原則

「変革の世紀」「市民の世紀」といわれる21世紀では、市民による新しい価値観での“市民社会”の実現に向けた取り組みが大きく広がりつつあります。

新しい公共サービスを受け持つ市民活動団体は、さまざまな場面で独自の取り組みを増やし、これからの社会においてますます大きな存在となり、そして国、県、市などの役所との協働による活動も多くなってくると思われれます。

市役所でも、市民活動を活発にし、自立した市民活動団体との協働をさらに進めていくことが大切です。そこで、市民活動を広げていく上での原則や、協働事業を進めるための原則について、市役所と市民活動団体の関係から考えてみます。

### (1) 市民活動促進の原則

#### 1) 公平性の確保

市役所は、社会に役立つ活動を行うすべての市民活動団体に対して、支援が受けられる機会を平等に提供することが大切です。

#### 2) 自立の支援・主体性の確保

さまざまな社会に役立つ活動を行う市民活動団体は、自立して活動を行うことで、市民活動という新しい分野を社会に根づかせることになります。

また、自立した市民活動団体があるということは、市民がまちづくりに企画の段階から参加する上で大きな利点になると考えられます。

このような点から、市民活動団体の自立を進めるための支援や、市民活動団体が自らの考えで積極的に行う活動に対しての支援ということが基本になります。

#### 3) 公正な評価・判断と情報の公開

市役所から市民活動団体への支援は、その活動の内容がどのようなもので、地域にどのような効果があるか、などを全体として判断した上で行うことが大切です。

また、新しい活動を生み出すためにも、支援の内容を市民に公開していくことが大切です。

4) 自主性の尊重 (独自性への不干涉)

いろいろなものの考え方が存在する現在では、市民活動団体が市役所との関係を持たずに、独自に社会に役立つ活動を行う場合も多くあります。

市役所は、そのような団体の自主性を尊重し、その活動を理解することが大切です。



清掃活動



まちづくり活動



キャンプカウンセラー



外出支援



いろいろな活動があるのねえ…

## (2) 協働事業推進の原則

### 1) 対等な関係

市民活動団体と市役所が協働して社会に役立つ事業を行う場合、協働する団体と市役所は“対等の関係”であることが前提となります。また、そのことを常に意識しておく必要があります。

### 2) 双方向の関係

協働して社会に役立つ事業を行うにあたり、市民活動団体は市役所の“下請け”ではなく、お互いに考え方や意見を主張できることが基本です。そのことでより良い関係が生まれ、お互いの理解が深まり、新たな公共サービスの進め方や、そのための知識や経験が備わるようになります。

### 3) 自主性の尊重

市民活動団体の特徴である“行動の速さ、身軽さ”や“時代を先取りしたアイデア”などは、自主的な考え方による活動の中から芽生えてきます。

市民活動団体も市役所も、その長所を十分に理解し、できる限り生かすようにすることが大切です。

### 4) 自立の推進

協働事業を“対等”な立場で行うためには、市民活動団体が自立していることが大切です。協働による事業を行うことで、かえって団体の運営面や金銭面での自立が失われることになったり、市役所に頼ってしまうような依存体質や、癒着を疑われるような関係をつくってしまえば、「新しい社会に役立つサービスを受け持つ市民活動団体」という考え方は成り立ちません。協働は市民活動団体の自立を進めるものでなくてはなりません。

### 5) 目的の共有

「協働すること」が事業の目的ではなく、協働することで、より良い公共サービスが提供されるようになったり、地域の問題が解決されるようになることが目的です。

そして、市民が主役のまちづくりを実現していくようにお互いが目標を持ち、理解を深めていくことが大切です。

## 6) 公正な判断と情報の公開

市役所が協働の相手を選ぶ場合は、その団体が協働する事業の目的に合った活動を行っていて、持っている知識や技術を十分生かすことができるかどうかなどから判断することが大切です。

また、協働の相手を選ぶ手続きや、協働していく上での役割分担、事業の進め方などの情報は、その後の参加を広めるためにも、常にオープンにしておく必要があります。

